

平成 26 年 10 月 24 日

(社) 長崎県建設業協会 御中

国土交通省 九州地方整備局
総務部 契約課長

平成 27・28 年度国土交通省建設工事及び測量・建設コンサルタント
等業務に係る競争参加資格審査の申請について

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては今年度が 2 年に 1 回の定期の受付の年度となっており
本年 12 月から翌年 1 月にかけて実施することとしています。

つきましては、申請の概要資料を送付いたしますので貴会員への周知・情報提供
等ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

申請方法は、インターネット・郵送いずれかによりますが、申請者の負担軽減及
び行政事務の合理化などの観点から、インターネット方式による申請をお薦めして
いますので、ご周知とご協力の程、重ねてよろしくお願い申し上げます。

(持参による申請は今回より廃止となっております。)

なお、申請に関する情報は以下のホームページ上にも掲載予定です。

九州地方整備局ホームページ 入札・契約情報
(http://www.qsr.mlit.go.jp/nyusatu_joho/)

【問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

国土交通省 九州地方整備局

総務部 契約課 調査係

TEL 092-476-3509(直通)

内線 2521, 2522, 2523

平成27・28年度 国土交通省地方整備局等 に係る定期の資格審査申請期間のお知らせ

(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)

○インターネット方式

①パスワード発行申請受付期間

平成26年**11月4日**～平成26年**12月26日**

②申請書入力プログラムダウンロード期間

平成26年**11月4日**～平成27年 **1月15日**

②申請用データ受付期間

平成26年**12月1日**～平成27年 **1月15日**

○文書郵送方式

①受付期間

平成26年**12月1日**～平成27年 **1月30日**

②送付先

申請者の本店所在地ごとに送付先が異なります
ので詳細はホームページ等をご確認ください。

○文書持参方式

平成27・28年度の定期の受付においては
文書持参での受付は行いません。

平成 27・28 年度定期競争参加資格審査について（お知らせ）

平成 26 年 10 月 24 日
国土交通省大臣官房地方課
九州地方整備局契約課

<概 要>

別紙実施機関の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査については、平成 27・28 年度の定期審査において、申請者の負担軽減、行政事務の合理化を図るため、インターネット方式による申請受付を行います。

平成 27・28 年度定期競争参加資格審査に係るスケジュール

- (1) パスワード発行申請受付期間 平成26年11月4日(火)～平成26年12月26日(金)

※(1)パスワード発行申請を行わなければ、インターネット方式による申請を行うことができません。必ず(1)パスワード発行申請を受付期間内に行ってください。

平成26年12月26日(金)17:00までに、必ずパスワードの申し込みを終えてください。

- (2) 納税証明書等の送信期間(建設工事) 平成26年11月4日(火)～平成27年1月15日(木)

- (3) 添付書類等届出書受付期間(測量・建設コンサルタント等業務) 平成26年11月4日(火)～平成26年12月26日(金)

- (4) 申請書入力プログラムダウンロード期間 平成26年11月4日(火)～平成27年1月15日(木)

- (5) 申請用データ受付期間 平成26年12月1日(月)～平成27年1月15日(木)

※平成27年1月15日(木)17:00までに申請用データ送信手続き(「確定」処理まで)を終えてください。

インターネット方式による申請の手順等の詳細は、申請書作成の手引きに記載されています。
以下の国土交通省ホームページから申請書作成の手引きを入手し、必ずご確認ください。

<http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

また、申請にあたり、システム等のご質問に電話でお答えするヘルプデスクを以下のとおり設置します。

ヘルプデスク（建設工事）

- (1) 開設期間 平成 26 年 11 月 4 日(火)～平成 27 年 1 月 15 日(木)

- (2) 受付時間 9:00～17:00

(ただし、土・日・祝日及び年末年始(12月29日(月)～1月3日(土))を除きます。)

- (3) 電話番号 052-725-7671

- (4) 納税証明書等送付用FAX番号 052-725-7672

ヘルプデスク（測量・建設コンサルタント等業務）

- (1) 開設期間 平成 26 年 11 月 4 日(火)～平成 27 年 1 月 15 日(木)

- (2) 受付時間 9:00～17:00

(ただし、土・日・祝日及び年末年始(12月29日(月)～1月3日(土))を除きます。)

- (3) 電話番号 092-409-4370

- (4) 添付書類等送付先 福岡県福岡市博多区博多東 2-9-13 東福第一ビル 2 階
九州地方整備局 一元受付ヘルプデスクあて

☆インターネット方式のメリット

別紙のインターネット一元受付に参加している各機関に対して、インターネット方式を利用し、原則としてひとつのデータで全ての機関に対する申請ができ、申請書を複数作成する必要がありません。また、申請にあたり、各機関の窓口に出向くことも、窓口でお待ち頂く必要もありません。

※インターネット方式以外の場合(文書郵送方式等の各発注機関が別途定める方式の場合)は、従来どおり各機関ごとに申請する必要がありますのでご注意ください。

**なお、平成 25・26 年度定期競争参加資格審査では、
80%以上の申請者がインターネット方式により
申請されています。**

**次のインターネット申請ができない場合に該当
しない方につきましては、前記の受付期間内にイン
ターネット方式により申請していただけますよう
お願い致します。**

◆インターネット申請ができない場合

《建設工事》

- 1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合。
- 2) 経営事項審査の審査基準日が平成25年6月30日以降のものでない場合。さらに、平成27・28年度の資格審査にあたっては、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない場合(ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものを除く。)
- 3) 経常建設共同企業体(大手企業連携型建設共同企業体を含む)に係る申請の場合。
- 4) 事業協同組合で特例計算を希望する場合。
- 5) 協業組合・企業組合で一定の組合員に関する書類を提出する場合。
- 6) 合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合(合併等の後、既に再認定を受けている場合は除く)。

合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいう。

- ①合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存

続した場合における存続会社

- ②親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ③新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
- ④既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者
- ⑤営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社
- 7) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。
- 8) グループ経営事項審査・持株会社化経営事項審査を受けている場合。
- 9) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く）の定める希望工事種別「維持修繕工事」のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者で、次の建設業法工事種別の経営事項審査を受けていない場合
（希望工事種別「維持修繕工事」を申請する際に必要な建設業法工事種別は下記のうち1種類以上）。
○土木一式 ○とび・土工・コンクリート ○防水 ○ほ装 ○石
○機械器具設置 ○電気 ○タイル・れんが・ブロック ○塗装
- 10) 国土交通省地方整備局（道路・河川・官庁営繕・公園関係）及び国土技術政策総合研究所（横須賀庁舎を除く。）の定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される場合。
- 11) 内閣府沖縄総合事務局の開発建設部が定める希望工事種別「維持修繕工事」を希望する者で、経営事項審査に反映されていない道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業の完成工事高を含めて申請される場合。

《測量・建設コンサルタント等業務》

会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合。

【本件お知らせについての問い合わせ先】

国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

TEL:03-5253-8111（内線21964）直通 03-5253-8919 FAX:03-5253-1533

九州地方整備局契約課

TEL:092-476-6331（内線 2521,2522,2523）直通 092-476-3509

FAX:092-476-3459

<別紙>インターネット一元受付参加機関

【建設工事】

- | | |
|---|--|
| 1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関
(大臣官房会計課、各地方運輸局、航空局、各地方
航空局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、
海難審判所、国土技術政策総合研究所(横須賀庁
舎)) | 10. 環境省
11. 防衛省
12. 最高裁判所
13. 内閣府
内閣府沖縄総合事務局 |
| 2. 国土交通省地方整備局(道路・河川・官庁営繕・公
園関係及び港湾空港関係)、大臣官房官庁営繕部
及び国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎を除く) | 14. NEXCO東日本(東日本高速道路(株))
15. 中日本高速道路(株)
16. 西日本高速道路(株) |
| 3. 国土交通省北海道開発局 | 17. 首都高速道路(株) |
| 4. 法務省 | 18. 阪神高速道路(株) |
| 5. 財務省財務局 | 19. 本州四国連絡高速道路(株) |
| 6. 文部科学省 | 20. 独立行政法人水資源機構 |
| 7. 厚生労働省 | 21. 独立行政法人都市再生機構 |
| 8. 農林水産省大臣官房経理課
農林水産省地方農政局
林野庁 | 22. 日本下水道事業団
23. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |
| 9. 経済産業省 | |

【測量・建設コンサルタント等業務】

- | | |
|---|--|
| 1. 国土交通省大臣官房会計課所掌機関(大臣官房
会計課、各地方運輸局、航空局、各地方航空局、
気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会、海難審
判所、国土技術政策総合研究所(横須賀庁舎)) | 9. 経済産業省
10. 環境省
11. 防衛省
12. 最高裁判所 |
| 2. 国土交通省地方整備局(「道路・河川・官庁営繕・
公園関係」及び「港湾空港関係」、大臣官房官
庁営繕部及び国土技術政策総合研究所(横須賀
庁舎を除く)) | 13. 内閣府
内閣府沖縄総合事務局 |
| 3. 国土交通省北海道開発局 | 14. NEXCO東日本(東日本高速道路(株)) |
| 4. 国土交通省国土地理院 | 15. 中日本高速道路(株) |
| 5. 法務省 | 16. 西日本高速道路(株) |
| 6. 財務省財務局 | 17. 首都高速道路(株) |
| 7. 文部科学省 | 18. 本州四国連絡高速道路(株) |
| 8. 農林水産省地方農政局
林野庁 | 19. 独立行政法人水資源機構
20. 独立行政法人都市再生機構
21. 日本下水道事業団
22. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 |